


攻撃の予兆や被害に関する情報収集・分析に係る基本方針について（案）（概要）

政府における攻撃の予兆及び被害に関する情報収集・分析を行うための体制を次の方策により一層充実する。

1 内閣官房の体制強化

緊急対応支援チーム員について、

- ・ 多種多様な情報セキュリティ事案に対応することができ、分析能力を有する者の確保
- ・ 可能な限り、常駐化を図る。

 情報の収集・集約・分析を集中的かつ効率的に実施し、また、各府省庁に対して執るべき対処策等に関する情報を提供できる体制を整備


2 各府省庁から内閣官房への通報事項等の見直し

「政府機関の情報システムに係る緊急時の連絡等について」（平成12年4月17日各府省庁申合せ、平成14年4月1日一部改定）について、

- ・ 通報の対象とすべき情報セキュリティ関係事案の範囲の拡大（情報システムの設計や設定の誤り、ハードウェアの故障等による障害による情報システムのサービス停止等）
- ・ 被害が発生し、又はその発生のおそれがあった場合における通報すべき事項の見直し並びに速報及び続報の徹底
- ・ 情報セキュリティ関係事案への対処状況のフォローアップ等を内容とする見直しの実施

3 関係機関との連携体制の整備

情報セキュリティ関係事案対応機関等と連携するための体制の整備

 情報セキュリティ関係事案に係る情報の早期共有を行える環境を整備